

## 児童家庭支援センター こども家庭相談室 中・長期計画（令和7年度版）

※「中・長期」とはおおむね3年とする。

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する諸問題につき、児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村からの求めに応じて助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者への指導を行い、児童相談所、児童福祉施設等と連絡調整等を総合的に行うことが求められている。児童虐待相談が増える中、児童相談所の補完的役割を果たす拠点となるよう以下のように中・長期計画を定める。

### 1 児童に関する家庭その他からの相談援助

（目標）

地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

#### （1）支援計画の策定

相談者に対する支援計画の作成を行い、問題点の把握、支援目標、支援方法を明確にし、これに基づく計画的な支援を行うとともに、随時計画の見直しを行う。

#### （2）職員の人材育成

専門的な知識及び技術を必要とするケースに応じるため、職員がスキルを適切に身につけサービスの質の向上を目指す。

#### （3）相談機会等の充実

地域の方々が気軽に相談できるよう、また、安心感を抱きながら子育てに臨めるよう、こども家庭相談室を理解してもらう機会や、相談の受け入れ方法、等を充実させる。

#### （4）ホームスタート・おおたの運営

子育て中の親が不安や悩みを抱え込まないよう家庭訪問を実施し、地域の子育て支援の拠点を目指す。

### 2 児童相談所・市町村との連携及び地域における児童・家庭への支援

（目標）

施設入所に至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要となる場合や、施設退所後のアフターケアをその施設と連携して行う必要がある場合など、継続的な支援が必

要な児童と家庭について、児童相談所や市町村からの委託を受ける方法も含め、支援実施の役割の充実を目指す。

(1) 児童相談所の補完的役割

虐待が急増する中で、児童相談所の補完的な役割を果たす拠点として制度化されていることから、地域の子育て支援拠点事業となるよう取り組む。

(2) 関係機関との連携

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、各機関との連絡調整を行う。市町村の要保護児童対策地域協議会に参加して、市町村の取組と連携し、市町村からの家庭支援事業の委託先となれるよう体制を整える。

(3) 要保護・要支援児童への対応及び施設児童の親子関係再構築支援・アフターケア

施設入所に至らない児童とその家庭の親支援や施設を退所した児童とその家庭の親支援を行う。また、児童福祉施設の退所を控えた子どもに対する支援、アフターケアを行う。

### 3 里親・ファミリーホームへの支援

(目標)

里親やファミリーホームへの支援の役割を担う里親支援専門相談員が配置されている県内社会的養護関係施設と連携し、里親支援を充実させる。

(1) 里親支援機関との連携

里親支援機関として位置づけられている県内の社会的養護関係施設及び児童相談所と連携し、里親支援を充実させる。